

武石委員長 ただいまから、議会運営委員会を開く。
本日は、議案の訂正について御協議願うため、お集まりいただいた。
それでは、お手元の協議事項の順に進めてまいりたいので、御協力願う。

1. 議案の訂正について

武石委員長 まず、1ページの資料1、議案の訂正についてである。
知事から議長に、議案の訂正についての申出書が提出されている。
この件について、総務部長に御説明願う。

(梶総務部長、説明)

・第20号「高知県が当事者である和解に関する議案」についての訂正

武石委員長 何か御質問はないか。

(なし)

武石委員長 それでは、総務部長の説明のとおり議案を訂正することで、御了承願う。

(了承)

武石委員長 なお、この件については、本日の午後の会議で、訂正願いを議場に配付するとともに、諸般の報告の中で報告することとする。
なお、この際、今後議会に議案や資料等の書類を提出する場合は、十分な精査を行っていただくよう、要請をしておく。

2. その他

武石委員長 次に、その他であるが、何かないか。

高橋副委員長 副委員長であり、2度目であるが、本会議第2問の発言で、大岐のメガソーラーの件について、私個人の思いで発言をさせていただいたところであるが、通告をしていなかった。ただ、要請あるいは質問等ではなかったもので、よいのではないのかと思ったのだが、議会のルールに反しているという御指摘もいただいた。

したがって、大岐の発言については全てを削除していただくということで、皆様にお諮りをしたいところである。

それでは、この件について御意見があれば、どうぞ。

武石委員長

本人が言われているからあれだが。

米田委員

質問でも質疑でもない。前との関連があるかということはよくわからないが、意見を述べるわけだから別に通告は要らないし、あえて削除しなくてもいいと思うのだが。

坂本(茂)委員

2問目の場合に通告していない項目で所見を述べることは、今後、一切できないという前例にするということか。

武石委員長

この件は、9月定例会でも議運で整理をした。

1問目2問目3問目という言い方をすると、1問目で質問しなかったことを2問目で質問するとかとられがちだけれども、2問目3問目は、あくまでも再質問再々質問なのである。再質問は当然、1問目で明確でなかったことを再質問するものであるので、1問目に関連のない再質問はしないということを、申し合わせたばかりである。

そのことも踏まえて御議論いただきたい。

土森委員

今委員長が整理されたとおりで、1問2問3問ではないと、再質問再々質問であるということで議運の整理ができていくということだ。

そういうルールができあがった以上、その方向で整理をしていくということが、正しい判断だと思う。

米田委員

前回の申し合わせは、そのとおりである。

ただ、再質問再々質問をしたわけではなく、最後、その人の考え方を述べて終わったわけだ。それは、みんな最後いろいろな意見を言っている。直接聞く質問ではなく、最後、本人の感想なりを述べたわけだ。

本人から削除という願いが出ているが、必ずしもそうするべきではないと思う。

梶原委員

再質問再々質問は最初の質問に関連するものであるということを9月定例会で申し合わせて、関連する質問をしていこうということを全会一致で確認したと思う。

先ほど米田委員が言われたように、これまで、質問全体の後にその議員としての所見を述べるとかそういうことはあったが、全体の質問の中での所見ということである。

9月のときは、本来1問目で質問できることをあえて再質問に持ってくるのではないように、1問目でできる質問は1問目でやる、その上で答弁を聞いて再質問ということを申し合わせたのである。

副委員長の発言が、質問なのか、思いを述べるものなのか、それは発言中には私たちにはわからなかったわけだが、実際、1問目で述べることではないのかなと感じた。

9月に申し合わせたこと、1問目でできることは1問目でという趣旨からすれば、突然、再質問のときにあの話を持ってこられるのは、ちょっとどうかと思う。

武石委員長

1回整理する。

今梶原委員がおっしゃられたように、9月定例会で整理をした。

それはこういうことであった。

前田議員が、1問目はこの人たち、2問目はこの人たちと質問したが、1問目2問目ということではなく、質問があつて再質問再々質問ということで整理しようということで議論が始まって、結論は、10月7日の議運で確認している。

原則、再質問は、1問目の答弁では不十分であったり、あるいは答弁によりさらに疑問が生じたといった場合に再度質問するものであるが、ただ、1問目の答弁を前提として再質問をするような場合、つまり、1問目と再質問に、連続性、必然性が認められる場合には、議員の良識に任せる。しかし、質問に、連続性、必然性がないような場合、つまり、1問目で質問できる質問を再質問再々質問とするような

- ことは、一括質問方式にそぐわないので、基本、認めない。
これが、10月7日の議運の申し合わせである。
- 米田委員 全く異論ない。そのとおりである。
- 池脇委員 それに基づいて言えば、副委員長が全文削除するということであるから、それに沿ってということになると思う。
ソーラーの件もそうだが、その前段で、ちょっとよくわからなかったのだが、突然、高齢の御老人が車でどうのこうのという話があった。あれも突然出てきた感じで質問の脈絡がなかったのだが、あれも一緒に削除されるか。ルールにのっとるとそういうことになるかと思うが。
- 高橋副委員長 それは通告をしている。警察本部長の中で通告してある。
サービスエリア、高速隊の関係であるので、1問目である。
- 池脇委員 わかった。
- 武石委員長 ケースバイケースでの判断ということにもなるかと思う。
今回の場合は、御本人から申し出があったので議事録から削除するというので、よろしいか。
- (異議なし)
- 武石委員長 それでは、さよう決する。
- 高橋副委員長 1点だけ確認したい。
質問の通告書を出して、知事の政治姿勢と書く。市議会ではなかったのだが県議会に来ると、前置きとして国政のこととかが、かなり発言の中で出てくる。それは、別に通告していなくてもいいと理解してよいのか。
- 土森委員 今までどおり。
- 桑名委員 自由だ。
- 梶原委員 基本的に本会議の場では発言の自由というものはしっかりとあるが、議運のルールとして、再質問再々質問についてはこういうことでやっていこうということで、今2問目3問目のことを言っている。
1問目は、議員がそれぞれの立場で発言の自由ということで述べられるものである。
- 武石委員長 基本的には、県の行政執行に関わることについて質問するということは、当然のことである。
そういうことを踏まえて、各々の議員が判断していただくようお願いする。
その他で何かないか。

- 梶原委員 先ほどの話にも関係があるのだが。
9月定例会における前田議員の答弁者が違うという件についてルールを徹底しようということを議運で確認させていただいたところだが、今回の石井議員の質問の中でも、就学前の子どもに関して、教育長からはこういう答弁があったけれども知事に対してどうだという2問目のあり方があった。
このことに対して、質問の大項目の1問目、子どもの貧困対策ともちょっと関連したため知事が答弁されたが、2問目の答弁者は教育長ということで通告をされていたと思う。
教育長の答弁を聞いたが知事はどうだという聞き方も、答弁者の通告をしていないので、ちょっと問題があるのではないかとも思う。
その辺、質問は通告した答弁者に限るということを、再度徹底していただきたいと思うが、いかがか。
- 米田委員 それは関連があるから聞いたわけで。知事みずからもそう言った。
多分、通告は、知事並びに教育長というような。この問題は知事、この問題はという仕分けとともに、関連のある人もいるから。そういう並べ方をしていると思う。
- 梶原委員 それでは、事務局に確認をしていただきたい。
再質問に関する大項目に対する答弁者は誰であったか。知事は入っていたのか、入っていなかったのか。
- 坂本(茂)委員 再質問は、通告書に書かない。
- 米田委員 誰も書かない。
- 楠瀬議事課長 入っていない。
- 梶原委員 再質問の通告というか、基本的に通告の答弁者以外に対する答弁は求めないようにしているのが、ルールではないか。
- 米田委員 それは理解が間違っている。
最初に聞いた人にしか聞けないではない。違う視点から、あるいは、それを踏まえて関連のある部長なり知事に聞くということもあり得る。
- 梶原委員 それもある程度、議運で整理をしていると思う。
関連質問で知事と関連部長に聞いた場合で知事と関連部長の答弁が食い違う場合には、執行部が答弁できるなら答弁する、できなければ当初通告された答弁者が答弁するとなっている。それも、同じ執行機関であるからだ。今回、知事部局と教育委員会とでラインが違う。
事務局、その辺の現時点での議運の整理はどうか。
- 西森副議長 通告書自体、統一されていない部分があるのではないかと思う。
通告の内容を左に、それと答弁者を右に書くようになっている。この答弁者は、質問項目に対する答弁者と捉えている方と通告の全てに対する答弁者と捉えている方というわけだ。そこを統一しない限りにおいては、いけないと思う。

- だから、それぞれの質問に対しての答弁者という形での通告書にするのか、それとも、連動していないという形での通告書にするのかということ、事務局はどう捉えているのか。
- 楠瀬議事課長 平成26年3月5日の議運で、吉良議員が、第2問で通告書にない者に質問をしたということで、そのときは、質問者は通告の範囲内で明確な質問を行うということを議運で再確認している。
そのときは、第1問目は教育長であったが第2問目は人事委員長に通告外で質問したということで、議運には一定諮られている。
- 西森副議長 右側に人事委員長の名前はなかったわけか。今回の場合は知事が答弁したわけだが、答弁者の欄には知事が出てくるよね。確か1番最初に出てきていた。
だから、連動しているのか連動させていないのか、そのところをどう捉えているのかということだ。
- 中島局長 今回の通告書は、人によって違う形になっている。
そこが明確になっていないことは確かだ。
- 西森副議長 明確にするほうが先だ。
- 坂本(茂)委員 そこを余りこだわりだすと。
私は逆に、執行部が質問取りをしてくるときに、答弁者をどうするのかということ、議員の意思と違う形になっている可能性があったりするのではないかと、そのことによって質問の構成が違ってきたりとかいうことがあって、本来質問したかったことが質問できなかった、だから答弁を受けた上で、2問目でそこに及んだということもあり得るだろうと思う。
そういう意味では、もし訂正しろとか言われるのであれば、御本人の事情、どうしてああいう質問をしたのかということも、きちんと聞いてもらいたい。
知事も一方で、子どもの貧困への対策の問題については、教育の分野から対策をしていく、福祉の分野から対策をしていく、いろいろな分野から対策をしていくと答弁をしている。それに関して教育長が教育の分野で答弁したけれども、知事部局としても一体になってやっていくのだねということを知ったわけだから。何故そういうふうな質問をせざるを得なかったのかということも、聞いてあげていただきたい。もし議事録をどうにかしろと言うのであればね。
- 梶原委員 私が今回発言をさせていただいた趣旨は、関連性が全く認められないという場合ではないという状況であるということも理解できる中で、大項目の1項目で子どもの貧困対策について知事に質問した部分と、大項目の2項目で教育政策について教育長に質問した部分とがあり、項目が別の教育長の答弁に関して、次がじゃあ知事はということであったので、その辺を先ほど西森副議長が言われていたように、答弁者を項目別の答弁者にするのかどうか、ルールを議会運営委員会でもう少し明確にして、徹底していただきたいということである。
- 武石委員長 ちょっと整理させていただいてよいか。
先ほど読み上げた10月7日の議運の申し合わせに沿って判断したいと思う。

原則、再質問は、1回目の答弁では不十分であったり、あるいは答弁によりさらに疑問が生じたといった場合に再度質問するものであるということだ。

1回目の答弁を前提として再質問するような場合、つまり、1問目で聞けることをわざわざ2問目で聞くかどうかは、議員の良識に任せるという話になっている。

だから、どういう思いで石井議員がああいう質問をされたかは、坂本委員がおっしゃるように本人に聞かないとわからないが、これは議員の良識に任せるということなので、このルールを踏まえて再質問をしていただくというようなことで整理をさせていただきたいと思うが、それでよろしいか。

(異議なし)

武石委員長

それでは、さよう決する。
ほかに何かないか。

(な し)

武石委員長

なければ、以上で、本日の議会運営委員会を終わる。